

【坂戸市文化会館ふれあ感染拡大防止ガイドライン】

ステップ1

2021年4月20日現在

本ガイドラインは施設の利用再開にあたり、皆様に安心してご来場いただけるように国や県の指針を参考に感染拡大防止策を定めたものです。坂戸市文化会館ふれあ（以下ふれあ）をご利用いただく皆様におかれても、これらの対策の実施にご協力いただけますようお願いいたします。なお、内容は状況に応じて随時見直してまいります。また、感染拡大状況によりましては再度臨時休館する場合があります。

◆…必須事項

| | 対 策 | 実施方法 | 対策を講じる人 | |
|------------------|---|---|---------|-----------|
| | | | ふれあ施設担当 | 主催者（ふれあ含） |
| 接触感染リスクの回避 | ①館内各所への消毒液の設置 | 建物出入口のほか、各階に設置する | ● | |
| | ②手指の消毒 | ①の消毒液を使用した手指消毒を来場者に促す | ◆ | ◆ |
| | ③不特定多数の人の手が触れる場所の消毒 | ドアノブ、手すり、エレベータのボタン類、トイレ扉の鍵部分、机の天板、椅子の背もたれ部分などの消毒を利用前に実施する。 | ● | |
| | ④貸出し備品の消毒(ホワイトボードマーカー、マイク等) | 十分な消毒ができない場合は撤去(茶器類など)する | ● | |
| | ⑤チケットもぎりの一時休止 | 係員は入場チケットを目視で確認し、来場者は自身でもぎりを所定の箱の中に入れる | | ● |
| | ⑥プログラム・チラシ・パンフレット類の手渡しの一時的休止 | 平置きしたプログラム等を来場者自身におとりいただく | | ● |
| | ⑦公演に付随する物品販売の実施 | 主催者と協議のうえ決定する | | ● |
| | ⑧手荷物預かりの一時的休止 | | ● | |
| | ⑨会館内レストラン営業について | 会館のガイドラインに準ずる | ● | |
| | ⑩衛生的な環境の維持 | 清掃員のマスク・手袋着用トイレ内…便座除菌清掃／蓋を閉めて流すように案内表示 | ● | |
| 施設利用関係 | ⑪お出かけ前の検温 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する | | ● |
| | ⑫次の方への来館自粛要請と入場制限 ・37.5℃以上の発熱がある方 ・体調がすぐれない方(咳、咽頭痛など) ・感染者との濃厚接触がある方 ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する 体調がすぐれない方については、体温計測を行い、発熱がある方の入場を制限する | | ● |
| | ⑬マスクの着用 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する (出演者については適宜感染防止に努める) | | ◆ |
| | ⑭人との距離を1m以上(できるだけ2m)空ける | エレベータの利用はお互いに向き合わない人数(4人)までとする | ● | |
| | | 行列では1m以上の間隔を空けた整列を促す | ● | ● |
| | ⑮こまめな換気の実施 | 空調設備で外気の取り入れを行う | ● | |
| | | 開場時間、休憩時間に扉を解放し、換気を行う(本番時も可能な限り解放) | | ◆ |
| | ⑯会場の広さに応じた入場者数の制限 | 政府が示す「イベント開催制限の段階的緩和の目安」に応じた入場者数(50%)を上限とする(ホールは500名程度) 原則、指定席とする 四方1m以上確保できる配置・人数を目安とする | | ◆ |
| | ⑰人が滞留しないための段階的な入退場 | 開場時間を延長する影アナウンス等でエリアごとの入退場を誘導する | | ● |
| | ⑱対面窓口における係員と来館者の遮蔽 | チケットカウンター、事務室受付カウンターに透明フィルムを設置する | ● | |
| ⑲休憩スペースの一時的利用の制限 | 管理棟1階ロビー・2階ラウンジの待合椅子の一部撤去 | ● | | |
| ⑳飲食時の対策 | 原則として館内における食事禁止 飲み物については水分補給のため許可する | | ◆ | |
| 保健所との連携 | ⑳参加者情報の把握 | 主催者は参加者等(スタッフ含む)の名簿(氏名・居住地・連絡先)を作成し提出する 必要に応じて保健所等に情報提供 | | ◆ |
| その他 | ㉑施設利用の制限(「計画変更」もしくは「利用取り消し」の要請、利用許可を出せない活動) | 来館者・運営スタッフ・出演者等において上記「◆必須事項」の対策が講じられない場合は、「計画の変更」や「利用の取り消し」を要請する (特に密閉空間での大きな声出しや激しい運動での利用には注意が必要) *上記の対応が難しい場合は、ご相談ください。 カラオケや合唱などの歌唱活動については、当分の間、利用の制限をします | ● | |
| | ㉒スタッフの健康管理 | 就業開始前に検温を実施し、健康状態を把握する 体調不良の場合は休養を促す 休憩時における対面での食事や会話を制限する | ● | |